

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談（6-14）

2. 日時

令和3年2月12日（金） 13時20分～14時50分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、田邊専門職、上原技術参与、吉村技術参与

三菱原子燃料株式会社

富永執行役員、他10名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：6次申請第2回補正に対するコメントの対応状況

資料2：6次申請第2回補正申請書インターロックに関するコメント回答

資料3：コメント反映箇所

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	お願いします。
0:00:02	規制庁有田です。ただいまより三菱原子燃料をとの
0:00:08	6次設工認の面談を開始します、本日の面談は令和2年8月3日に申請があり、
0:00:17	令和3年2月4日に第3回の補正がありました設工認についての事実確認を行います。
0:00:25	はい。配布資料としては
0:00:30	前回の面談のコメントについての対応ということでコメント対応状況という一覧表、あとはその補足説明としてインターロックに関するコメント回答という資料であともう1個コメントを補正にどのように反映したのかな。
0:00:46	対比表以上3点。
0:00:51	だったかと思います。
0:00:56	今回はこれらの説明。
0:01:00	面談資料のコメントをすべて補正申請に反映した上で、できてると思っていますので、補正申請の内容について事実確認をされたと思います。
0:01:17	はい。原子力規制庁ナガイです。それでは最初に私の方から臨界関係の
0:01:26	ですね。で確認させていただきたいと思います。3点あるんですけども、いずれもですね、ページで言うと1264ページの表へ設の818スクラップ貯蔵棚。
0:01:44	これ粉末用ですけども第2核燃料倉庫にある、この仕様表もから詳細について確認させていただきます。1点目なんですけど、これ臨界防止の設計番号で4.1節1と。
0:02:02	いうようがありますけれども、この中で、中性子遮蔽版という記載がありますけれども、これは臨界計算した5487ページからありますけれども、
0:02:21	その中の中性子を吸収する目的で設置されているということで理解してよろしいでしょうかという確認になりますんで、
0:02:36	まずそこですね。
0:02:41	はい、三菱原子燃料寺山です。ご理解の通りです。
0:02:46	原子力規制庁ナガイです。技術基準なんか申し上げ材とか使ってるんですけどもいわゆる中性子吸収ということを目的として設置されているということで承知しましたので、今この粉末、スクラップ貯蔵棚粉末用を
0:03:05	で確認したんですけども、ちょっと今回申請書の数が多くて、これも念のための確認なんですけど、今回の申請に係る設備機器で臨界防止の目的で中性子の遮へい版は

0:03:21	設置する設備機器が他にもあればちょっと確認したいと思ってるんですけども、どんな状況か説明していただけますでしょうか。
0:03:33	三菱原子燃料寺山です。中性子遮蔽版について記載している設備機器につきましては仕様表の中にその旨記載しております。具体的に申し上げますと、
0:03:46	表イ設の 11 遠心分離機洗浄用それから表イ設の 15 遠心分離機の固液分離用それからですね表への設の 7 仕掛品貯蔵棚。
0:04:02	表への設の 18 でスクラップ貯蔵棚粉末用(第 2 核燃料倉庫)、これは先ほどと同じですね、やはりそれから表への設の 37 の仕上がりペレット一時貯蔵棚。
0:04:17	それから表へ設の 38 の仕上がりペレット貯蔵以上でございます。
0:04:25	原子力規制庁ナガイです。説明ありがとうございました。これらの応能遮へい盤といいますか、中性子吸収材。
0:04:39	ですけれども、具体的にどんな評価をしているのかっていうとこですねいわゆる計算でそういう前提で計算をしているものなのか、
0:04:54	もしくは違う方法で臨界の安全性を確保してるのかっていうのはちょっと仕様表から見ていけばいいんですけど、全体で一言でちょっと説明していただけますでしょうか。
0:05:08	計算の中で中性子遮蔽版を使っております。以上です
0:05:15	原子力規制庁ナガイです。そうするとその臨界計算っていうのは、許可の段階で計算しているものもあれば、今回、設工認の申請書の中で、
0:05:33	申請しているものもあると。
0:05:37	いうことでよろしいですか。
0:05:41	MNFテラヤマです。単一ユニットの中で中性子遮蔽版を使って許可の中でですね説明してきたものでございます。一方、複数ユニットの中で使ってるものがございますしてそれについては設工認の中で過去のですね設工認中で、
0:06:00	説明してきてございます既認可ということでございます。ただし、スクラップを貯蔵棚粉末用第 2 核燃料倉庫も今回新しい計算書をつけてございますけれども、これは今回初出しのほうでございますから、それを使った評価というのは、置き方が違うんですけども、
0:06:20	すでに過去の設工認の中でですね、使うというのが既設工認で説明しているというのがございます。
0:06:28	原子力規制庁永井です。状況はわかりました。今ちょうど説明のあった通りですね、
0:06:38	なんです、その部分、この単一ユニットに引き続きまして、複数ユニット等ですね設計番号で言いますと 4 点、これは同じスクラップ貯蔵棚粉末用ですけども、

0:06:55	4.2 の設 1 について説明書の 5446 ページの臨界計算コードによる臨界安全性の評価条件を事業許可の前後のですね、188 ページに、
0:07:13	図がありまして、添 5-第 2 の 24 図があるんですが、これからもう変更しているということで説明されていますけれども、実際に許可の段階で臨界計算コードによる評価結果を
0:07:32	図はあるんですけども、評価結果として、示しているページがあれば、ちよつとどのような形で記載しているのか説明をお願いします。
0:07:49	三菱原子燃料寺山です。複数ユニットとの評価につきましては、許可の中でですね示していることは、これまでございません。設工認の中でですね、その説明してきたという形でございます。
0:08:07	原子力規制庁のナガイです。わかりました。このスクラップ貯蔵棚の、単一ユニットについては、
0:08:16	容器が
0:08:19	単一ユニットになっていて、この計算に先ほど説明ありましたけれども、
0:08:26	いわゆるこの配置といいますか。棚の形状計上といいますかね、棚の中にどうい配置で燃料を今年量という容器ですね。
0:08:41	容器を置くかというのは、複数ユニットとして取り扱っているということで理解してよろしいですか。
0:08:51	MNF 寺山でございます。ご理解の通りでございます。
0:09:04	わかりました。でですね、今回その添付の今回設工認申請書のですね、添付の説明書を今とってますけれども、
0:09:19	表 2 のですね、これが事業許可から図から貯蔵する容器の段数をふやしたりとかですね、変更しているんですけども、これ許可との相違点のリストが
0:09:38	4450 ページからの申請書のほうですね、設工認の申請書に記載があるんですけどその中に記載してないのはなぜなのでしょう。
0:09:53	MNF 寺山でございます。許可の中ではこのスクラップ貯蔵棚の普通のすべてのところにですね貯蔵できると減速度制限してるものを原則貯蔵できるということで、
0:10:09	許可の中に記載しておりますので、ポールの許可の中で計算を示しております計算モデルにつきましては、これ 1 例ということで示しているというそういう考え方でございます。
0:10:19	原子力規制庁の永井です。わかりました。そうするとですね。
0:10:26	今回ですね、三つ目の確認になるんですが、今回臨界計算コードによる評価で核燃料物質の貯蔵位置やですね。
0:10:41	貯蔵量が実際には追加されているんですけども、事業許可に記載した最大貯蔵量であるとか、耐震設計とか遮へい計算とかその他の安全機能をへの

0:10:57	評価結果ですね、これに影響をしないものであるということを確認しているんであればその旨を説明をするようにしてください。
0:11:12	他の安全機能について安全裕度を含むんですけども、評価結果に影響する場合にはですね、加工事業変更許可の申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計であることを
0:11:29	その説明をするようにしてください。具体的にはですね。遮へいについて、
0:11:40	遮へいの計算では、ページを許可で見たのですが、臨界計算のモデルに使った図面で評価してる部分とかですね、幾つか見受けられましたので、
0:11:57	そういう関連する安全機能について確認をして、後日書面で結果を報告してください。
0:12:10	三菱原子燃料テラヤマです。後日書面で回答することといたします。基本的には最大収納量ですね、あの耐震計算とか遮へい計算とか行ってるところが実際にございます。
0:12:25	原子力規制庁ナガイです。わかりました。
0:12:28	今いろいろ説明のあった内容も踏まえて、回答のほうをするようにしてください。
0:12:35	それから、次の確認なんですけれども、
0:12:40	1264 ページの表への設の 18 仕様表に戻りますけれども、スクラップ貯蔵棚の粉末用の仕様表ですね。
0:12:55	どこかにほとんどの設備機器今図面もし申請書画面出していただければ、みんな確認できると思いますが、ほとんどの設備ですね、今回の臨界防止の設計番号で、
0:13:13	4.2 の設6複数ユニットの設計ですけれども、そこの中の領域との干渉については次回以降申請すると記載しておりますけれども工場棟領域との
0:13:32	干渉についても、その次回以降とすることを、これはいいとした記載なのかっていうことを確認させてください。建物側の領域区分の臨界の隔離方法の説明が 4762 ページに、
0:13:52	あるんですけどもこれと合わせてですね、設備機器の臨界防止の設計として、今回の認可を受けようとする範囲がどういう風になってるかっていうのはちょっと今見えませんので、
0:14:07	明確にするようにしてください。1 個の機器というよりはこれは臨界の領域区分の
0:14:18	干渉ということで後程ですね建物側のほうでも確認するときにあわせてもう一度この事例で確認させていただきますので、いただきますんで、それとあわせて建物側の設計とあわせて、設備のこの意図を

0:14:38	本日ですね説明してください。もし今説明できるのであれば、ちょっとこの兩 次回以降、申請する予定である範囲を説明していただけますでしょうか。
0:14:52	三菱原子燃料テラヤマです。後日書面で回答させていただきたいと思いま すが、第2核燃料倉庫と工場棟領域については、6次申請の範囲でそれ以外が 7次申請という形の整理、
0:15:11	はい。原子力規制庁ナガイですわかりました。後日、
0:15:17	回答の方をするようにしてください。
0:15:21	それから、第2核燃料倉庫から核燃料倉庫のスクラップ貯蔵棚に関連するの は以上になります。
0:15:31	引き続きまして私ナガイのほうから確認なんですが、申請書の3000、5351ペ ージで遠心分離機の計上寸法による核的制限値
0:15:47	御説明があるんですけども、この中で、核的制限値を維持するために、固形 物側のケーシングにしようとしている材料がここに記載されておりますけれ ども、これがですね。
0:16:05	設計上の温度上昇に対して変形する恐れがないない。
0:16:13	いう事を、材料であることを、材料の物性値を示したデータベース等も利用して 客観的に説明をしてください。
0:16:25	ここからちょっとマスキング情報をお伝えしますが、具体的にはですね。
0:16:36	■ですね、ここで一番下の表のですね遠心分離機の洗浄用の(1)(2)の固 形物がケーシングのところに■っていう■がありますそれから、もう少し上 にはもうですね。■があつたり、あと、
0:16:59	ですね、■というゴムのようなものはここにありますがえもんポンプのとこ ろにあるんですけども、これらのいわゆる難燃性といいますか。
0:17:18	■であるんですとかですね、そういういわゆる金属材料以外のもの については、設計上の100度で
0:17:35	変形しないということを説明をするようにしてください。
0:17:47	三菱原子燃料のクサマでございます。ただいまナガイ様から御質問いただ いた件についての調査を書面にて御回答させていただきますが簡単にちょっと 回答のほうを差し上げたいと思います。
0:18:00	まず添付説明上で、所長の記載でございますがこちらですね、盲点ため51ペ ージに載せております。1-4表ですね、こちらに期待する機器全体をです ね、° 包含できるものということで期待させていただいております。
0:18:18	個別にご紹介しますと、ご指摘いただいた材料を使っているにつきましては、 化学反応伴う機器ではなくてですね、内部流体温度の変化が起こらない機器 ございまして、温度域としましては

0:18:35	説明書の中に具体的にいただいている温度の約4割ぐらいの温度以下で使用しているものでございますので、基本は大分に影響しない温度いと考えています。
0:18:47	詳細は、コメント回答させていただきます。以上です。
0:18:53	はい、原子力規制庁ナガイです。影響ないということを設置よく説明してください特にあの設計温度が場所によって異なるのであれば、まずあの設計条件を示した上で、
0:19:08	必要な必要になっていきますからその温度でこれは核的制限値の形状を維持するための材料になってますので、なるということであれば、その温度で変形しないということで、
0:19:23	説明してください。特に■■■■は以前火災で不燃難燃という観点では十分な説明があったんですけども、こういう変形であるとかそういうものに対する温度については、
0:19:39	具体的にですね客観的なデータを示して設計上の定めるといいますかCを実際に使用する上での設計条件に対して、変形しない材料であるということを十分に説明してください。
0:20:00	三菱原子燃料のクサマです、今ご指摘いただきいただきたいんですねにつきまして承知いたしました。
0:20:08	原子力規制庁ナガイです。引き続きまして、申請書4762ページ、これも今度建物のほうの臨界の
0:20:22	についての確認です。これは
0:20:26	資料を1建の1表ということで、これ縦軸っていいですかね。領域が縦横にマトリックスといいますか星取表というかこれ立てを一番左側の列を縦に見ていくと。
0:20:45	上に工場等の転換工場ほかいろいろ工場がありますので、その数字に対して、この右側をずっと見ていくと、それぞれの領域に対してどうい
0:20:59	領域区分の隔離をするかというふうについていうこと臨界安全上のですね。隔離するかという方法が記載されています。方法についてですね。
0:21:14	今回認可を受けようとする。
0:21:19	単位をまずちょっと全体を掴む上で、この表を
0:21:24	使ってですね、後日、
0:21:29	説明をしてください。申しますのは、
0:21:34	これは156ページの
0:21:37	これ例として、転換工場等、それから、原料貯蔵所、
0:21:44	転換工場ですね。ですから工場と領域と、それから、

0:21:49	原料貯蔵所領域とシリンダ洗浄塔領域の必要を離隔距離ですね、次回以降申請すると、これは工場等の転換工場側のほうでは、
0:22:05	説明しているんですけども、原料貯蔵所領域とシリンダ洗浄塔領域、今具体的にはその建物の仕様表では工場棟領域との、今度反対から見たときに、工場等領域との
0:22:21	離隔距離は、今回の申請範囲に含めた記載となっておりますので、このマトリックスで言うところのもう体格になるものが一部なんか異なるように、
0:22:39	なってますので、今回の申請範囲をですね、どこまでを申請して次回どういふふうに申請しようとしているのかというのをまずこの表をちょっと使って説明した上で、
0:22:54	ですね、具体的に
0:22:58	相違がないか、もしくはそういうある場合はこういうふうに考えているということの後日書面で説明してください。
0:23:08	よろしいでしょうか。
0:23:10	三菱原子燃料テラヤマでございます。承知いたしました後日書面にて回答いたします。
0:23:20	原子力規制庁ナガイです。私の方、とりあえず臨界関係は以上になります。
0:23:29	規制庁の吉村です。
0:23:34	続きまして耐震関係とちょっと自信たことがありますますが三つの観点で2件ほど確認をさせていただきたいと思います。
0:23:48	第1点目なんですけど、これはちょっと(ウ)に自動ほど
0:23:57	確認させていただいていただいて、更問という形になります。前回の番号で言うと2938番の回答に対する確認内容の確認なんですけど、
0:24:12	インターロックと警報設備の検出端作動端。
0:24:18	いわゆる耐震重要度分類が制御部で3類でも1類ないし2類に格上げされているケース。
0:24:27	幾つか見られますので、この辺の考え方について、
0:24:33	今回の補正の内容では、一つはインターロックの整理表ですね、これは例えば6099ページ。
0:24:42	何ヶ所か書かれていますけど、もう注記の3で、
0:24:47	設置している機器の耐震重要度分類に合わせるというのが一つのルール、
0:24:54	それからもう一つは適合説明書ですね耐震の適合説明書の
0:25:02	4817ページに新しく注記を付け加えていただきます。出ますが、
0:25:09	内容的にはいわゆる閉じ込めの1次バウンダリを構成する場合に該当する場合には、

0:25:16	1 類もしくは 2 類の分類するというルールづけが記載されてました。それではを改めて確認なんです、
0:25:35	例えば堰の前回あの指摘させていただいた堰の漏えい検知警報設備、
0:25:41	何点かあるんですが、このいわゆる制御部が 3 類で、
0:25:46	検出端、警報設備ですから検査端だけですが、検出タ端が一類になっているケースが幾つかあります、この考え方は全社っていうか、いわゆるこれ中止バウンダリではないという
0:26:02	コメント回答ありますので、そうしますと、設置している機器の耐震重要度分類に合わせるというルールに従って一類にしたのかという。
0:26:13	そう解釈しますがそれで正しいのかどうかという確認です。
0:26:18	そうしますともう一つ確認なんです、
0:26:22	これは 6099 ページに同じ堰の漏えい検知警報設備で、
0:26:30	いわゆる廃液系のタンク類、
0:26:34	の漏えい系へ漏えい傾向なんです、いわゆる 3 類のタンク類の漏えい警報か今回の変更で
0:26:42	集水槽とあわせて一類に変更されてますが、
0:26:48	これはちょっとルールに合致しないように思われますが、どのルールに従って変更されたのか。
0:26:54	説明をお願いしたいと思います。それとこれは
0:27:01	補正書の中身じゃないんですが前回のコメント回答。
0:27:06	これは 10 月 4 日付のコメント回答の 2938 番のコメント回答の中で、
0:27:18	ご回答いただきますがまた以降のところで検知器が堰の閉じ込めのバウンダリを形成するのではありませので、耐震重要度分類はⅢ類ですっていう回答がありますが、これはちょっと
0:27:34	今ここで記載されてる内容とちょっと違ってるんじゃないかと思しますので、これもあわせて確認していただきたいと思します。
0:27:44	回答いただけるものがあればお伺いしたいと思います。後日書面で回答いただければと思します。
0:27:57	MNFナガトシです。簡単に回答させていただきます。インターロックの一時バウンダリですね、検出端作動端が一時バウンダリに該当する前回回答させていただいた 2132 番を回答の添付ですね、ここにアスタリスクですね、それが該当いたします。
0:28:19	今回ご指摘いただいた 6099 ページなどの方がインターロックしているようですが、これは注釈に書いてる通り、追加した通りインターロックの検出端とか作動端とか設置しているものこれは耐震重要度を記載してございます。

0:28:38	例えば堰の漏水検知器っていうのはですね、閉じ込めの一時バウンダリではないんですけど、耐震重要度分類 1 類の堰に設置しているため 1 類と記載しています。ご指摘いただいたNo15についてですね、これはですね、
0:28:58	堰が 3 類ですので、ご指摘の通り 3 類と整理すべきものと考えてございます。
0:29:08	以上です。
0:29:11	わかりました。
0:29:20	じゃあ次の確認事項に
0:29:25	計画していただきます。これは
0:29:28	最初直接耐震に関わるものではありませんが、ロータリーキルンですねこれ図面は図面に関するちょっと不整合と整合というか、
0:29:41	記載の以下の各含めての確認なんですけど、
0:29:47	2750 ページと 51 ページのロータリーキルンの
0:29:54	図面が載せられてますが、この中で爆発圧力逃しライン、いわゆる図面出てきたりのほうに、
0:30:05	ありますが、ここで逃しラインからいわゆる気体廃棄物。
0:30:11	気廃の1に、
0:30:14	ラインが爆風の逃げのラインが取り付けられてますが、これは
0:30:25	いわゆる設備側とですね。
0:30:28	気体廃棄物局所排気設備に期待は幾つかの取り合い点か、
0:30:34	2750 ページと 2751 ページで
0:30:42	交換鋼管製のダクトが挟まれてますがそこを挟んでちょっと位置が、
0:30:48	違ってますので、
0:30:53	ちょっと取り合い点は正確に確認していただきたいと思います。
0:30:59	それともう一つ、確認したいのはいわゆる
0:31:05	爆発時の排気系統圧力逃しのラインで
0:31:11	いずれどちらの取り合い点にしろですね、いわゆる鋼管系ちょっと材質を申し上げられませんが交換系の
0:31:24	配管が設置されてますが、これ排気側の仕様表。
0:31:32	これは該当するのは 629 番というちょっとチェックした感じでは理解はしてるんですが、
0:31:39	そこに出てる材料一覧表でのダクトの仕様の中にこれらの向こうが含まれてないように思われます。これは確認をお願いしたいと思います。それから
0:31:56	最終的になんていうんですか。ロータリーキルンの
0:32:02	排気はですね、最終的にはHEPAフィルターを通過して外に逃がす
0:32:09	構造になってますが、

0:32:11	ちょうど装置からHEPAフィルターの間のダクトの主要ですね、これ。
0:32:18	それから耐圧強度について
0:32:23	耐圧強度については鋼管部については示されてますがもし角ダクト応答計算 経路するんであればそういったものを耐圧強度を含めてしようとし角ダクトを 使用するんであれば、通過してるんであればその耐圧強度について、
0:32:40	説明をお願いしたいと思います。これについては後日書面でいただいて、
0:32:45	確認いただいて結構です。
0:32:49	取り合い点に今御説明可能である部分については御願したいと思います。
0:32:58	MNFナガトシです。ご指摘ありがとうございます。一つ確認したいのですが、 はじめ取り合いのところですけど、破裂版より上流といかう
0:33:12	HEPAに近い側ですけど整理してございます。ご指摘いただいて補正で直した つもりであったんですけど。
0:33:24	相違点っていうのがちょっと説明していただけませんでしょうか
0:33:31	はいわかりました。ちょっと私ちょっと古いほう見てたかもしれませんのでちょっ ともう1回ぐらいの差でもそうします。
0:33:50	ロータリーキルンからダクト、最終的なHEPAフィルターの間にはこれ角ダクト を通過するんでしょうか。
0:34:02	MNFナガトシです。角ダクトございますが十分大きい ■ のダクトを鋼板で作 っているものでございますので厚みもありまして
0:34:19	爆発圧力の影響はないというふうに考えてございます。
0:34:24	書面の方で回答お願いいたしたいと思います。
0:34:38	私の方から以上です。
0:34:40	代替と原子力規制庁ナガイです。今のやりとりの件で、示されている図面です けれども、
0:34:51	左側ですね、破裂番目の
0:34:57	99番の破裂盤があるところに植え向きに矢印があつて、*の3がついてて気 体廃棄設備につきましての申請範囲
0:35:09	これずっとK-1-9と1-11参照って、
0:35:16	なってるんですけど、ちょっとこことの取り合いの歯がですね。
0:35:23	どこの破裂も含んで、
0:35:25	形でとり合ってるんです。
0:35:30	なんてすかね相手方の規範設備1のほうに入ってるんですけど、やはり一番 は、この
0:35:38	ロータリーキルンそのもののほうで、
0:35:41	申請しているという理解でよろしいですか。

0:35:46	MNFナガトシです。はいそうです、破裂版はキルンの持ち物です。
0:35:52	先ほどヨシムラからお伝えしたのは、この系統図のほうでは、この破裂盤の上からが気排系なんでこの矢印の引き出しが*3の図中の引き出しがちょっと違うんじゃないですかという
0:36:09	確認なんですけれども後確認しておいてくださいです。
0:36:20	確認いただきます。
0:36:26	規制庁ナガイです。一つ前の質問にちょっと確認なんですけれども、これが3類の堰に
0:36:36	に関連する堰の漏水検知警報設備のNo.ナンバー15これ6000飛んで99の検出端が一類に変更されているという件なんですけど、これは
0:36:52	これは添付の説明書のインターロックの説明なんですけど、この説明。
0:36:58	は仕様表と一致してるんですかね、そこだけちょっと今私のほうでも確認してあるんですけど、仕様表の方は3類のままになってるんでしょうか。
0:37:14	ということですね、これもあわせて、
0:37:18	回答してください。もし今すぐわかるのであれば、確認のほうしてこの面談の終わりのほうで結構ですので、ちょっと説明お願いします。
0:37:30	MNFのナガトシです。仕様表は3類と書いてございます。なので機器等、ここも3類であるべきかと思えます
0:37:37	原子力規制庁ナガイですわかりました一応不整合があるけど、どちらが正しいかっていうと、どっちが正しいんでしょうか。
0:37:53	MNFナガトシです仕様表が正でございます。
0:38:03	わかりました。後日書面で回答いただければと思います。すみません割り込みましたら、私の方から以上です。
0:38:11	規制庁小澤です。そうしましたら私のほうから続けて確認してもよろしいですか。新たな確認です
0:38:20	規制庁ナガイです。進めてください。お願いします。
0:38:28	規制庁小澤ですね。
0:38:31	これは耐震評価に関わる場所なんですけれども、
0:38:36	附属建物を第1廃棄物処理場とですね、附属第2廃棄物処理場に設置する内部溢水用のですね堰なんですけれども、
0:38:49	事業許可での整理通り耐震重要度分類を第1類とするように整理し直したということではなかったんでしょうか。
0:39:00	4452ページからのですね、表2事業許可との相違点リストのところには見るに変更すると記載されていて、

0:39:10	本文とですね、添付資料の記載が異なる記載になっていて説明も異なるものになっているんですけれども、どちらが正しいんでしょうか。
0:39:23	三菱原子燃料のナカジマです。本文に記載しました通り、堰の耐震重要度分類を一類として設計してっていうのは正しいです。今ご指摘いただきましたように相違点リストの方がちょっと古い記載が残ってしまっていた
0:39:43	これは正しくないみたいで申しわけございません。
0:40:16	規制庁小澤です。次は外部からの衝撃に外部からの衝撃による損傷の防止に関してですね。
0:40:28	申請書補正申請書ですね、4836 ページ。
0:40:34	のですね敷地外の設備機器に対する近隣工場の火災爆発の影響に係る説明についてなんですけれども、
0:40:44	当敷地外の火災現と距離が十分離れていることから影響なしと。
0:40:51	しているんですけれども、これではちょっと説明が不十分である。
0:40:57	どう考えておりました、
0:40:59	この記載のレベルなんですけれども、屋外の敷地内の危険物貯蔵性施設に対する評価の記載のレベルとも下がります。
0:41:09	これについては、事業変更許可申請書で想定した火災爆発原因に対して外部火災影響評価ガイドを参考に評価した結果からその影響がないっていうことを判断していると考えていますので、
0:41:25	こちらのほうはですね、その評価の内容をですね、後日書面でですね、御説明していただきたいと思っています。考えています。
0:41:37	以上です。
0:41:44	MNFナガトシです。後日書面で回答させていただきます。
0:41:54	はい規制庁タナベでございます。そうしましたら、続きましてタナベの方からですね、火災関係気廃の火災関係ですね、について、一つ確認をさせていただきたいと思います。
0:42:10	ページで申し上げますとですね、4857 ページからの技術基準の説明のところをですね、の 5 の記載ですね、後の記載でございまして、こちらの記載の中では水素その他の可燃性ガスを取り扱う
0:42:30	設備括弧爆発の可能性、危険性がないものを除くかっこ閉じについては、爆発をですね防止するために適切な措置が講じ会えなければならぬと、こういうふうに記載がされてございます。
0:42:46	ですね、今回ちょっと私が気になったところは排ガス分解設備ですね、こちらのプロパンガスを用いるものでございますが、こちらはですね今回のこの後の記載のですね爆発の危険性がないものという理解になるのでしょうか。

0:43:05	<p>というところについてですね、実際ちょっと運転をどのようにするのかっていうのもちょっといまいちイメージが湧いておりませんところがあるので、そういったですね運転をどういうふうにするのかっていうのも踏まえて、これにですね、該当するのかしないのかっていうところですね。</p>
0:43:21	<p>もし可能であれば御説明をいただきたいなと思っておるんですが、よろしいでしょうか。</p>
0:43:31	<p>MNFのヤマカワでございます。概略を簡単に御説明させていただきますと、</p>
0:43:37	<p>こちらの廃ガス分解装置に於いては、排気中に含まれるアンモニアを触媒によって分解して除去すると、そういう機構になってございません。</p>
0:43:50	<p>触媒で分解する際に、ある程度の温度が必要と。</p>
0:43:55	<p>ということで、運転上はスタートアップしたときに、通常は常温ですので、それをプロパンを燃焼させて温めることによってアンモニアのガスを触媒で分解すると。</p>
0:44:11	<p>そういう原理になってございますので、一度アンモニアの分解が始まりますと、あと発熱反応になりますので、自分自身が分解してその熱で、</p>
0:44:23	<p>それ以降は温められるということでプロパンの消費は止まるというという運転になってございます。</p>
0:44:32	<p>ですからプロパンを消費するのはスタートアップ初期だけ一度運転が始まると。</p>
0:44:39	<p>みずからの分解ですね触媒で分解していくという原理になってございます。</p>
0:44:45	<p>先ほど御指摘いただいたように、プロパン自体は可燃性ガスですので、この条項には該当することになるんですけれども、</p>
0:44:55	<p>失火のインターロックですとかを設置することによって、爆発を防止してると。</p>
0:45:02	<p>というものになってございます。</p>
0:45:06	<p>はい規制庁タナベでございます。確かに今回は今回ですね、補正の申請の中で図面のほうについてもですね内部構造を詳細に記載していただきましてそちらの中でも触媒が実際入ってるっていうことは確認させていただいたんですが、</p>
0:45:23	<p>今の説明でですね、プロパンによる燃焼っていうのはあくまでスタートアップ時だけであってその後の運転はずっと触媒を使ったですね発熱反応を使っての処理となるということでプロパンについてはそこでもすでにおそらく供給弁とかで止めることになると思うんですけども。</p>
0:45:43	<p>そういったことで使わなくなるということでですね、承知いたしました御説明のほうありがとうございます。</p>
0:45:52	<p>原子力規制庁ナガイです。今のに関連して動いて確認したいんですけれども、運転が始まった後ですね、</p>
0:46:04	<p>なんですかね。</p>
0:46:09	<p>排ガス分解装置のすいません名前がちょっと</p>

0:46:15	すみませんちょっとお待ちください。
0:46:34	はい。原子力規制庁ナガイです。今の御説明に関連してですね。排ガス分解装置のバーナーのところに火炎の検知器がついてるわけですが、
0:46:49	これをバーナーをとめた後ですね、ここにプロパンガスの配管が書き込まれているんですが、図面で言うと、3000、今、
0:47:05	776 ページ。
0:47:10	もしくは 3774 ページこれ同じのが 2 台あるんですが、ここで図を見ているLPGの供給弁が
0:47:22	何ですかね
0:47:24	排ガス分解装置のコンテナになってますか、パッケージの中にあるんでしょうかす外にあるんでしょうかね、中に入ったら、そのガスがパッケージの中に、
0:47:39	滞留してしまうんじゃないかと思うんですけども、これはどのように、の考慮して設計形状の中の追加で説明をしてください。ちょっとこの図だと見えにくいんですけども、
0:47:55	MNFのヤマカワでございます。今の御質問いただきました。LPGのバルブなんですけれども、このバルブ自体は、排ガス分解装置のケーシングの外に設置してございます。
0:48:12	図面上は下の図が横から見た図なので、
0:48:19	中に入ってるのも見えるんですけども、
0:48:22	どうバルブ自体はケーシングが外に設置してると。
0:48:27	というものでございます。
0:48:30	原子力規制庁ナガイです。わかりました。そうするとその点も踏まえて
0:48:38	後日ですね、
0:48:42	いわゆる爆発の危険がないということとそれから滞留しない構造であるということですねこの技術基準の要求事項に対して、てっ該当しないということであればその旨をですね。
0:48:58	書面で回答するようにしてください。
0:49:05	MNFヤマカワです。承知いたしました。後日書面で回答いたします。
0:49:14	はいありがとうございましたタナベからは以上であります。
0:49:25	はい、規制庁の上原です。私のほうから気排系で何点かコメントしたいと思うんですが、1件目はですね。
0:49:34	これまでの回答いただいています 2844 からやっぱり 47 番の再確認。
0:49:45	前回の耐火シート、これは使わないというような回答のくだりのところでございます。

0:49:54	排気ダンパダクトへ間を難燃性な■■■■だと思っんですが、これ代筆政府が閉園の別に鉄鋼説明書、それが 5563 ページ。
0:50:12	にございますけれども、
0:50:14	これは耐火シートと同類なのではないかと考えられます。このことも説明に含めていただきたいと思います。
0:50:23	ということですね。
0:50:25	合わせて耐火シート使用しないという事業局からの変更点リスト。
0:50:31	ほかへの 4455 ページ、これとも誤解を招くんですね。整合とるように直していただきたいと思います。
0:50:42	ここで問題なければ書面で回答で結構です。
0:50:48	はい。
0:50:50	三菱原子燃料のテシマです。今のご指摘について一つだけの補足で御説明させていただきますと思います。
0:50:58	耐火シートにつきましては、許可のほうで火災源の近くに設置せざるを得ないというときに、耐火シート被覆するということでしたので、耐火シートの整理としては先日御説明した通り、
0:51:15	■■■■のところを金属製に変えるということで、この許可との変更点ということで整理させていただきます。
0:51:25	一方建屋境界部のところの防火ですけども、防火材ですね、これにつきましては、金属製のダクトで板厚が足りないところについて防火材を
0:51:41	どこということの説明を分けて整理しております。
0:51:46	以上です。
0:51:49	規制庁のウエハラの内いずれも防火材を使うところ、それから耐火シートは結果的には変わらないのかわからないんですが、
0:51:57	それぞれ適切に設計されてれば結構だと思っんですが、再点検いただきたいと思います。
0:52:09	はい。
0:52:11	三菱原子燃料のテシマです。了解いたしました。
0:52:18	アリタですけど次よろしいですか。
0:52:36	ウエハラ結構です。次お願いします。
0:52:41	すいません規制庁のアリタですけど。
0:52:45	私からは気廃の閉じ込めの関係で 1 件、ございますんで、ページとして 6067 ページ、この閉じ込めの説明資料だと思っんですが、本の中にスクラバの捕集効率についての説明は終わってこれで
0:53:04	誤字申請書の添付資料の

0:53:09	兼6付録2っていうのがおっしゃられてるんですけどこれをそこ見てもそのスクラバについての説明はなくて、これ、多分これ付録7の間違いだと思うんですけど、そこについてはします。
0:53:29	三菱原子燃料のテシマでございます。
0:53:31	ここにつきましてはご指摘の通り、付録7が正しいと考えます。
0:53:39	規制庁アリタです。承知しました。
0:53:56	規程庁ウエハラです。続きまして、私のほうから、気廃5ですね。
0:54:04	これ質問なんですけども、1835 ページの配置さんの仕様表で10 ページの56で火災時の影響のある排気システムを停止した場合にも、
0:54:17	第1種管理区域の負圧を維持するために、
0:54:20	普通の排気ラインを設置するとしておりますけれども、これは火災の影響が及ばないこととなる火災区域の排気ファンを運転するというので、負圧維持するという設計でよろしいでしょうか。
0:54:35	それで、
0:54:37	それから6049 ページの適合説明書にですね。
0:54:41	設56の内容が補正で追加のは鍵で、
0:54:48	それぞれ
0:54:49	別々のエリアに設置しており、鍵とじ
0:54:53	そういうことは別々の方エリアと、火災区域に限らずうっとあればいいというだけなのかその辺をちょっと確認したかったんですが、
0:55:05	簡単に説明できたらお願いします。
0:55:09	はい三菱原子燃料のテシマでございます。
0:55:13	最初のご質問につきましては複数のラインということでこれは近くはないということで複数のファンで引いていけば大丈夫ということでそういう考え方で書いております。
0:55:28	それから6049 ページ御指摘いただいたんで、別のエリア6040いただきます。
0:55:35	今ちょっと開いていただきますけど。
0:55:38	はい。
0:55:40	このところで別々のエリアっていうふうに記載させていただいているのは下の赤字のところそうだというふうに思いますけども、これにつきましては設計基準事故の場合のことについて聞きたいしております、
0:55:55	通常設備のおいてある場所とファンの置いてある場所ですね、それが別々のエリアに置いてますので、別々のエリアっていう記載をさせていただいているということでございます。
0:56:09	以上です。

0:56:14	はい、規制庁ウエハラですね。ということは火災区域にまだこと関係なく別の排気ファンを活用すると、そういう意味でよろしいでしょうか。
0:56:29	三菱原子燃料のテシマです。御理解の通りでございます。
0:56:35	規制庁のウエハラ了解しました。
0:56:39	次の質問に入ります。
0:56:44	これ質問というコメントなんですけども、閉じ込め機内の閉じ込め機能ですが、例えば気廃の 5ーなどですね 1855 ページのスクラバ
0:56:57	のところにですね。
0:56:59	これは第 2 回の補正で 10.1 の設 60、それから 10.1 の設 61。
0:57:06	これが
0:57:08	追加になってんですけれども、適合説明書のほう、閉じ込めの徹底適合説明書にはですね記載がちょっと見つからなかったんで。
0:57:18	記載がないようですので、追記いただきたいと思います。
0:57:23	一応何かございますでしょうか。
0:57:30	三菱原子燃料のテシマです。
0:57:34	5955 ページのほうをちょっと上げさせていただきます。
0:57:40	5500、5958 下のほうに、
0:57:46	ここ閉じ込めの説明資料でございますけども、このところにですね、10.1 の設 60、61 については記載させていただいております。
0:58:13	以上でございます。
0:58:16	規制庁ウエハラです。簡単に追加いただいたということですね。了解いたしました。
0:58:29	ウエハラから以上です。
0:58:34	規制庁アリタです。
0:58:38	それでは私のほうからですね、液体廃棄設備の廃棄のところと、
0:58:43	以廃液処理設備の廃棄に係る状況、またもう一個火災について、今後 2 点。
0:58:50	ここにしたいと思います。1 点目なんですけども、例えば 1912 ページの廃液処理設備(1)の洗浄液受け槽とか、あと 1916 ページの漏えい 1924 ページの混合層、
0:59:07	これらの排気の情報廃棄施設の力の中にも新たなこれ補正の中で液位高インターロックの記載を足してもらっていて、これは面談を踏まえての
0:59:18	補正ということで問題ないと思うんですけど、一件記載で気になったのは、これ。
0:59:24	オーバーフローを運転員がみ未然に措置できるようにインターロックを設置するとあってこれ警報の場合は問題ないでしょうけど、インターロックの場合はこ

	れ運転員の処置することはないのでちょっとその記載を不正確なのかなと思います。
0:59:41	で、
0:59:43	まず1個目はこちらで以上です。
1:00:01	すみません、ちょっと音が聞こえなかったんですけど
1:00:09	MNF ナガトシです。ご指摘ありがとうございます。確かに余分だったと思います。
1:00:15	承知しました。
1:00:19	次火災の方でなんですけど、5653 ページ。
1:00:25	これも面談で指摘したことで燃えて補正をしていただいたもんだと思います。内容としてはこれ 11.3 の設3んの説明で
1:00:36	ケーブルが損傷する大きな安全側に動作するっていう話で、
1:00:45	ちょっと補足説明させてもらっていたんですけど、ただこの部分に移るべく設計盆を 11.3 の設3の
1:00:55	その警報の損傷機能喪失を安全側に動作するってやつをこれケーブル持つてるやつ全部に該当するっていう方にも読めるんですけど。
1:01:07	設計の考え方をもう説明の通りなんでしょうけど仕様表に書いている設計番号の記載ぶりとちょっとこれだと、こっちのほうなと思いましたけどそれを整理をお願いします。
1:01:22	三菱原子燃料のアキノでございます。ご指摘のところですけども、ここに記載の通りですね、電力用ケーブルだったり計測系制御用ケーブルを有する機器についてはですね、やっぱりによるケーブル処理に安全があると。
1:01:38	設計の基本方針、
1:01:40	いうことにしています。このうち加熱機器については、臨界防止閉じ込め機能維持への影響が考えられると考えられるためですね。温度高インターロックを有するものに対して、51.設3
1:01:57	という設計番号をもって、プラスするというような経緯としています
1:02:13	すみませんおり等です。
1:02:16	今の説明ですと、基本的にはケーブルついているやつを全部について、
1:02:24	ケーブルは損傷すると。
1:02:26	もう安全側に動作して運転するというのも競争してるんですけど、
1:02:31	仕様表の行為というのはここまで
1:02:35	警報損傷によって、臨界等を閉じ込め上の影響が考えられるものだけ、もう
1:02:44	ピックアップして
1:02:47	仕様表の設計番号として書いているとかそういうことでいいですか。

1:02:53	はい。
1:02:57	MNFアキノでございます。ご理解の通りでございます。
1:03:19	規制庁有田です。考え方はこれで理解いたしました。
1:03:30	次よろしいですか規制庁ウエハラです。
1:03:34	私のほうから建屋の火災の件ですね。
1:03:40	ちょっと続けて、これいきます。
1:03:42	5268 ページ添説建 6-2 の。
1:03:48	火災区域外への影響評価結果、
1:03:52	がございまして、
1:03:53	加工事業許可添 5 の 344 ページから等価時間を変更した建物や新規建物につきましては、時間算定をするための可燃物量ですね。
1:04:09	変更したとか、内容で説明いただきたいと思います。これは土木のほうに引き継いで追記いただきたいと思いますが、
1:04:19	続けていきます。同じく 5168 ページの表で
1:04:27	加工事業変更許可の添 5 の 345 ページ目からは今般の変更した建物や近畿建物についてその壁等をどのように変更したのか説明がちょっと見当たりませんので、
1:04:42	説明をお願いしたいと思います。
1:04:44	特にここですね、第 2 廃棄物処理場の外壁サイディングの配管、それが 1 点よろしいですか。
1:04:54	1 時間、これは許可で 5 時間、だったんですけど、これに変更してございますが、
1:05:02	5272 ページの説明ではですね。
1:05:06	それぞれの厚みのある場合にも鋼板とかロックウール吹き付け等で 30 分耐火とするとしておりましてですね、ちょっと矛盾してるように思います。
1:05:18	具体的にどのような集中して 1 時間耐火を満足させたのかというのがちょっと読めませんので、記載を明確にしてください。
1:05:28	いうものです。
1:05:29	パル以上です。
1:05:32	ここの三菱原子燃料ナカジマで参照いたしましたので今の 2 点目ですけれども、 XXXXXXXXXX + ロックウール吹き付けとこれを適用しておりますのシリンダ洗浄棟前室と第 3 廃棄物倉庫です。
1:05:49	第 2 廃棄物処理所は、これ使っております壁の材料単回補正の 4739 ページに書いております通り押し出し成形のセメント番これ使っておりますので、

1:06:06	適任ではこの耐火時間として1時間というふうにして期待しております。これちょっと理解が不十分だったかもしれません、ちょっと確認させてください。以上です。
1:06:20	規制庁ウエハラです。読んでみますし、あの程度とれてればいいと思います。
1:06:28	以上です。
1:06:34	はい。原子力規制庁ナガイです。
1:06:38	あとですね今の御説明の中で特に30分耐火とか1時間耐火ですね、今ちょうど表が出ましたけれども、ここで書いてある通りですね、シリンダ洗浄棟の前室で、
1:06:55	使っているのかというふうに耐火時間っていうのは、等価時間との兼ね合いで判定基準になってくるものですので、きちっとどこでどんなような材料を使ってこの時間が
1:07:12	一番弱いところといいますか、短い耐火時間のところを、
1:07:17	設定しているんで、一番短い耐火時間になっているかっていうのはわかるようにしてください。特に気にしているのは、第2廃棄物処理場のみという今回あの分割して、
1:07:32	申請された部分ですね、ここは等価時間が0.5時間も超えていますので、
1:07:39	ちょっと、こういうところで何か材料をどういうふうに変更したのかっていうのをわかるような説明をするようにお願いします。
1:07:54	はい。
1:07:56	ここ三菱原子燃料の中島です。承知しました。
1:08:03	あともう一つ前の事実確認で等価時間ですね算定するための可燃物量の説明がないということでお伝えしたんですが、これを等価時間を変更した建物とか新規建物については、
1:08:20	いわゆる許可カードで可燃物量の、変更したのは当然変更になるんですけど、地域建物については、もともと許可の段階ではウォークダウンをしてないので道設定で説明がありますので、
1:08:40	まずは面談の
1:08:43	書面でですね、積み上げてますか、可燃物量の説明はするようにしてください。
1:08:51	ちょっと補足的にお伝えするとの今の
1:08:55	やり取りについて、補足事項は以上です。
1:09:03	三菱原子燃料ナカジマです。同じように評価しておりますので第1廃棄物処理所前室についてもきちんとをどのような可燃物難燃物だったかということをも文明別途書面で回答させていただきます。

1:12:58	よろしいでしょうか。
1:13:03	三菱原子燃料のテシマ。ここについては先ほどご説明した通り、金属製のもので拡大をしているところがございますが、そこについてはご指摘の通り耐震性のところでは付加荷重として評価に入れて
1:13:22	何ともちょっと確認しているということでございます。
1:13:27	説明については、措置です。
1:13:31	はい。規制庁上原です。一般論としてはという付加価値がある場合は交流っていうのはわかりましたけれども、
1:13:38	防火材を使用してそういう金属の荷重があるというのをなるべく具体的に書いていただきたいなと思ったわけですが、
1:13:49	よろしくお願ひしたいと思ひます。
1:13:57	原子力規制庁ナガイです。今の点でちょっと補足といひますか、追加の確認をさせていただきますでやりとりの中で、ウエハラの方から建物の貫通部から給排気系ダクトまでの間に、
1:14:16	難燃性のダクトがあるんでないかっていうことでお伝えしてひます。これは先ほど大分少し前のやりとりでも全部金属製のダクトに変えるということでしたけれども、
1:14:31	ほ本当にないわゆる■■パイプですね
1:14:35	、先ほど防火た使うケースもあるとおっしゃってましたよ。
1:14:39	ただ材料については難燃性のパイプは使わないということには
1:14:44	使うところはあるとおっしゃってます。
1:14:47	そうですね。内勤部分があるんじゃないかと思ひてますんで、ちょっといくつか確認単位で出してどうどっか排ガスの分解装置のところも耐食性のところで■■パイプがあつたんじゃないかと思ひます。ちょっとあの、事実確認できてませんけれども、それも含め、
1:15:06	ですね、使用する材料も含めて説明をするようにしてください。お願ひします。
1:15:19	MNF テシマです。ご指摘の点書面で回答させていただきます。
1:15:29	原子力規制庁ナガイです。それでは次進めてください。
1:15:35	はい。規制庁ウエハラです。
1:15:37	準備したのは、最終の質問だと思ひますが、気体廃棄系の5の排気孔ですね、排気口と排気塔だと思ひんですが、この位置がちょっと現状の申請書ではよく
1:15:53	わからない表現されてないように見受けられまして、
1:15:56	例えば許可言語の 164 ページですかね、許可との整合性含めて説明していただきたいと思ひます。

1:16:06	要は今回の申請範囲に独立したスタックがあるのでしょうかということで、この建物は別にですね、屋外の独立性策があるように、許可でスタックが見られるんですけど。
1:16:22	今回の申請書で不明ですので、
1:16:27	どのような通りである。
1:16:30	簡単に説明でしょうか。
1:16:34	三菱原資燃料のテシマです。簡単に回答させていただきます。
1:16:56	3585です。
1:17:03	これが第1廃棄物処理所になりまして、この右上のところに黒い四角がございましては許可で書かれている配置等の場所等というふうになります。
1:17:16	これにつきましては、先ほどちょっと手前観点。
1:17:22	781 ページ。
1:17:25	81、
1:17:28	これあの、スクラバ設置されているスクラバーの絵でございまして、この中に配置と、この縦にやぐらのようなものの上に載ってるんですね、ここに正当排気口があつてですねここから排気ができるようなことで、
1:17:44	スクラバに含めて記載ございます。
1:17:47	よろしいですか。
1:17:49	ちょっと、
1:18:04	これ、
1:18:05	はい。規制庁ウエハラですと今の二つ目、それから読み取れますということで一応わかるんですが、
1:18:14	外形もスクバーのところに記載。
1:18:20	であるということですね。
1:18:22	そうすると、排気塔の高さはどうでしょうかね。
1:18:26	えっと他の排気塔の高さがすべて読み取れるのであればこれも記載いただきたいと思うんですけど。
1:18:43	確認させていただいて、書面で回答いたします。
1:18:49	規制庁ウエハラです。よろしくお願いいたします。
1:18:52	以上です。
1:19:00	原子力規制庁の永井です。この図面を見て、これはスタックといいますか配置等っていうのは書いてあるんで、まずはよくわかりました。これがスクラバーの附属設備といいますか。
1:19:15	含めているということであれば、仕様表とかですね、にも、どのような形で登場してくるのかで、これはにるいいですかねちょっと今、ちょっとお待ちください。

1:19:33	ここ、このスクラバに入れてございますが、ナカジマで規制庁ナガイです。2類ですので、そういう耐震設計とかですねをあわせて書面の中書いていただくときに、いわゆる求められる安全機能に対して、
1:19:52	すべてとは言えませんがいい位置とか構造とかです協働、それからあと側のこの排気塔じゃなくてスクラバそのものもそうなんですけれども、これは何か中和させるような
1:20:07	ために、洗浄液を
1:20:11	循環させるような記載も見受けられましたけど、そういう機能面もあわせてですね、ちょっと説明のほうを求められる安全機能として、あるのであれば、その状況もわかるようにですね。
1:20:26	ちょっと説明し、後日書面で説明をするようにしてください。
1:20:33	ほぼ三菱原子燃料タシマです。
1:20:37	拝承いたしました。
1:20:44	原子力規制庁の永井です。本日予定した新事実確認は以上になりますけれども、ほかに追加とかもしくは補足等、必要があれば、確認の方、お願いします。
1:21:01	規制庁が別けれどもよろしいでしょうか。
1:21:06	はい。お願いします。
1:21:09	先ほどアリタの方から確認させていただいた火災のところで、
1:21:18	5653 ページの統合電力用ケーブル計測用制御系の保有するすべての設備機器がその照射ば安全側に移動するよってという説明のところですけども、
1:21:32	今回この添付説明資料御説明の内容だとか、意図するところは理解していませんんでそこをどうこうということではないんですけども、今回添付説明資料のところ赤字に追記していただいた部分が、
1:21:49	で、この部分に対する
1:21:52	対象の設備機器の仕様表です、11.3 設3っていうのが漏れ落ちてるっていうか抜け落ちてる可能性があるんじゃないかというところをちょっと心配してるんですけども、
1:22:09	そこをきちんと確認されてもらえないっていうところ。
1:22:15	確認されてるという理解でよろしいのでしょうか。
1:22:18	そこを説明をお願いします。
1:22:31	MNFナガトシです。記載はですね、方針に基づき、仕様表については 11.3 設3に記載してございます。
1:22:51	規制庁小澤です。にわかに側溝説明がちょっと信じられなくて、この赤字のところを新たに今回追記しているので、例えば被ばく空港被ばくを及ぼさない臨界防止機能だとかそういうところっていうのは、そもそもともと考慮されていて、

1:23:09	いたのかどうか、前回の御説明見るとそんなのを考慮してないよってというような雰囲気のお説明されていたから心配してるんですが、きちんと漏れなく遠い拾えているってところを確認してください。
1:23:28	ここ、
1:23:31	MNF ナガトシです。ご指摘承知しました。再度確認させていただきます。
1:23:43	規制庁座オザワです。
1:23:45	このコメントというよりも、今回確認させていただいた事項なんですけれども、相変わらず
1:23:56	修正箇所が、
1:23:59	申請書全体に展開されてなくてですね、どうし直さなきゃいけない箇所が直されてないってようなところが散見されている状況なんですけれども、その中でもですね、
1:24:12	本文への影響だとかってところで影響ないっていうんであればよろしいかなってところありますけれども、
1:24:21	今よろしくはないんですけれども、そのところ本文で読めばという理解をする。
1:24:28	するに至らないところが何個かありまして、例えば私のほうで確認させていただいたその地震の耐震重要度分類が変更になる変更ならないというところですね、これって設工認の
1:24:45	確認の内容で事業許可通りであるところってところの説明を踏まえたところがどうなのか変更があるところがどうなのかってところを確認するのが添付説明資料で書かれているこの別表のところで見に行くわけですよ。
1:25:00	変更されている箇所事業者が挙げられていて、そこについて、内容が問題ないかどうかを判断するところに
1:25:10	関係ない説明がされていたり、残っていてしまっていたりってようなところだと我々こう審査できないので、少なくともその部分は修正していただく必要があると考えております。
1:25:24	ですので、全部が全部、今回の内容がですね
1:25:29	後で御説明資料で説明いただければ済みますよって内容のレベルのものでなかったと理解してございますので、中身きちっともう一度精査してください。
1:25:46	MNFのヤマカワでございます。ただいまのご指摘拝聴いたしました。
1:25:52	今一度ちょっと再度ですね、中身を確認させていただきたいと思います。
1:26:00	規制庁オザワです。中身を確認していただいた上で、
1:26:07	何ヶ所か再度補正が必要ということになると思う数ヶ所だけの話で数少ない話になってくると思いますので、その部分だけをですね、新補正していただくってということも含めてですね、

1:26:23	まずは確認していただいて検討いただければと思います。
1:26:30	MNFヤマカワでございます。ただいまご指摘いただいた点を踏まえましてですね、適切に処置させていただきたいと思います。
1:26:42	オザワから以上ですね。
1:26:45	はい、原子力規制庁の永井です。一応お伝えすること以上になりますけどね、ほかに何かありますでしょうかね、
	規制庁のヨシムラですけど、一点いいですか。先ほどの
1:27:02	気排系の質問の最後のほうにあった。
1:27:06	排気塔なんですけどね。
1:27:10	排気塔の
1:27:14	設置してる耐震計算でこれ回答あるかと思いますが、これはスクラバーの中で計算
1:27:23	そして
1:27:26	耐震計算の結果表のほうにはスクラバ本体のほうの方が厳しいんでその値を記載したということという理解でよろしいんですか。
1:27:41	三菱原子燃料のテシマです。先ほどの図でスクラバとそこから出ているダクトの部分とございましてええと分けて計算はしておりますけども、結果としてはスクラバのほうで記載させていただいています。
1:27:58	こちらが厳しかったということですね。
1:28:02	ちょっと参考に性能を書面でいただくときにちょっと教えてください。
1:28:12	はい、了解いたしました。
1:28:17	原子力規制庁の永井です。
1:28:19	ほかによろしいでしょうか、特にもなければ本日の面談は以上になります。皆さんこれで終わりにしますので、お疲れ様でした。